番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	管理部 総務課	H22.4.1	燃料類売買単価契約	・ガソリン 124円/ポ ・軽油 103円/ポ	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 馬渡 迪裕	平成21年度の地方機関再編により、当振興局は分庁舎方式として業務を遂行しており、公用車を保有する部署が、5機関(5地区)に分かれている。給油について、5機関周辺のガソリンスタンドでなければ、利便性・安全性は図れない。1業者で5機関周辺にガソリンスタンドを配置し、広範囲に給油出来るのは、長崎県下に500もの給油所をもつ長崎県石油協同組合以外に見あたらないたため。	第167条の2 第1項 第2項
2	長崎振興局	管理部 総務課	H22.6.11	平成22年度施工体制点検業務委託	2,835,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。 ・(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成15年度より民間企業経験者4名を採用し公共工事の品質確保と受注業者の施工体制に関し極めて精通している。また、平成6年度より長崎県発注工事の設計積算および工事管理業務を長崎県より受託しており、関係法令および長崎県の土木行政にも精通している・長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置け、業務の公平性・中立性が保持できる。・以上のことから、(財)長崎県建設技術研究センター以外に当該点検業務を委託できる相手方がいない。	第167条の2 第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.4.5	主要地方道野母崎宿線道路改良工事 (監督補助業務委託)	14,868,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2項
4	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.4.5	一般県道深堀三和線道路改良工事 (監督補助業務委託)	14,868,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2項
5	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.4.5	一般県道伊王島香焼線道路改良工事 (監督補助業務委託)	14,868,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2項

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.4.9	長崎振興局道路建設課設計技術業務委託	9,552,900	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、 入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に 使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要 である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受 けず、当該業務の経験も豐富な財団法人長崎県建設技術研究センター を、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2項
7	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.7.12	一般県道伊王島香焼線橋梁整備工事 (工事記録作成業務委託)	1,785,000	長崎市上町1-35 ㈱ブロダクションナップ 代表取締役 中部 省三	本業務は、伊王島大橋の施行状況を撮影記録するとともに、過年度(平成17年度~平成21年度)の撮影映像を編集し、当該橋梁の工事記録を作成するものである。㈱プロダクションナップは、過年度の撮影業務をすべて行っており、これまで蓄積された映像資料に関する著作者人格権を有している(著作権法第18条~20条)。以上より、本業務を行うことができるのは、過年度の映像記録に関する著作者人格権を有する同業者のみであることから、随意契約とする。	第167条の2 第1項第1号
8	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.8.20	一般国道499号道路改良工事(栄上工区) 登記業務委託	1,497,300	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速の実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領、第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
9	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.11.9	一般県道深堀三和線道路改良工事(大籠町工区)登記事務委託	1,998,150	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領、第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない、以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	長崎振興局	建設部 道路建設課	H22.11.26	一般国道499号道路改良工事(栄上工区) 登記事務委託(地積測量図等作成)その2	1,094,100	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託券務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
11	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.4.1	一般国道202号駅前 エレベーター 保守点検委託	1,650,600	福岡市博多区住吉1丁目2番25号 三菱ピルテク/サービス株式会社 九州支社 役員理事支社長 日高 定幸	当該施設の点検に必要な機材、技術(者)を有する業者が他にないため。	第167条の2 第1項第2号
12	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.4.1	主要地方道 長崎南環状線 道路維持補修委託 (ながさき女神大橋 交通管理)	6,247,500	長崎市元船町17番1号 長崎県道路公社 理事長 藤井 健	高度な管理を必要とする女神大橋の有料区間を管理する長崎県道路公社に 委託区間と一体として同等の管理を行わせるため。	第167条の2 第1項第2項
13	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.4.9	一般国道202号 橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	5,796,000	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県 建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
14	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.5.7	主要地方道 長崎畝刈線他1線 道路災害防除工事	3,360,000	長崎市長浦町1078-1 有限会社 吉田総業 代表取締役 吉田 等	平成22年4月22日、豪雨による道路法面崩壊が発生し、道路全線を塞ぐ状態となり、歩行者や通行車両の埋没の可能性があるため、緊急に崩土を除去し、安全の確認及び交通の安全確保を図る必要があるため。よって、現場近隣で緊急に対応できる侑吉田総業と1者随契を行う。	第167条の2 第1項第5号
15	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.5.7	主要地方道 長崎畝刈線他1線 道路災害防除工事 (測量設計業務委託)	4,042,500	佐世保市日宇町2690 大栄開発 株式会社 代表取締役 野々下 和義	平成22年4月22日、豪雨による道路法面崩壊が発生し、道路全線を塞ぐ状態となっている。また、斜面上部には不安定土塊が存在しており、崩落による被害拡大を防止するためにも梅雨時期前に復旧工事へ着手する必要がある。よって、緊急で現地測量と復旧工法の設計を実施する必要があるため、災害支援活動要請にて対応した大栄開発㈱と1者随契を行う。	第167条の2 第1項第5号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	建設部 道路維持課	H22.5.7	主要地方道 長崎畝刈線他1線 道路災害防除工事 (仮設防護柵工)	3,727,500	長崎市長浦町1078-1 有限会社 吉田総業 代表取締役 吉田 等	平成22年4月22日、豪雨による道路法面崩壊が発生し、道路全線を塞ぐ状態となり、歩行者や通行車両の埋没の可能性があるため、仮設防護柵を緊急に設置する必要があるため。施工にあたっては、緊急時の対応業者である侑吉田総業と1者随契を行う。	第167条の2 第1項第5号
17	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.7.7	元村藤/尾地区 急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	1,827,000	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託券務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領、第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
18	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.7.20	城山台1丁目地区 急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	5,416,950	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査者しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
19	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.8.2	長崎振興局 河川防災課 積算業務委託	2,478,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.8.3	田中赤松(1)地区 急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	2,838,150	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げ支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うつ方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
21	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.10.4	牧島地区 急順斜地自然災害防止工事(分筆登記業 務委託)	1,485,750	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田盛義	公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
22	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.10.22	西泊(5)地区急傾斜地調査業務委託(分筆 登記)	1,599,150	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが委組されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.10.28	江川(3)地区急傾斜地調查業務委託(分筆 登記業務委託)	1,488,900	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
24	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.10.28	金掘(5)地区急傾斜地調查業務委託(分筆登記業務委託)	5,989,200	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
25	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.10.13	東立神(5)地区 急順斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	1,337,700	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若いくは測量又はその登記の嘱託若いくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争人人と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないであり、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.11.10	戸石毛屋(1)地区急傾斜地調査業務委託 (分筆登記業務委託)	3,908,100	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託券務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領、第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
27	長崎振興局	建設部河川防災課	H22.12.15	田中(2)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆 登記業務委託)	2,977,800	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領,第10条第11頁による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
28	長崎振興局	建設部 ダム室	H22.4.5	本河内低部ダム建設工事(監督補助業務 委託)	14,490,000	大村市池田2 - 1311 - 3 財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2項

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	長崎振興局	建設部ダム室	H22.5.6	本河内低部ダム建設工事 (施工実績分析評価業務委託)	9,345,000	東京都台東区池之端2 - 9 - 7 財団法人 ダム技術センター 理事長 濱口 達男	本業務の内容においては、(財)が A技術セク・が卓越した専門知識を有し、公的立場で、適切な評価や判断を行うことが可能な唯一の機関であると判断し、下記の事項をすべて満たすことが出来る当機関と随意契約を行うものである。全国のが A事業において、設計施工に関して、行政的、専門的な立場で評価業務を行っており、が A工事が困難な箇所や特殊な地形・地質を有する箇所で、多数の実績を有している。 が Aに関する調査研究を統一的に行っており、本が Aの有する制約条件や技術的課題に対して、高い技術力や新技術の適用等により適切な対処が可能である。 が A事業(設計・工事等)において、47都道府県の出資により、設立された法人であることから、公的立場でマネジメント(発注者支援)することが可能である。なお、財団法人が A技術セク・は、旧建設省が主体となって昭和57年9月、が A建設を抱える47都道府県の出資により、が Aの建設技術に特化したシングケンクとして、設立されたものである。行政的な見地による判断が可能であるとともに、実務経験豊富な技術力、専門知識と施工経験、高度な人的資源を生かして全国450箇所の補助が Aのうち、特にが A建設が困難とされた約300以上のが A建設に技術提案や技術評価を行った実績がある。また、が A技術に関する調査研究を統一的に行っており、新技術の提案等高度な技術的課題に対して適切な対処が可能である。	第167条の2 第1項第2項
30	長崎振興局	建設部ダム室	H22.8.16	本河内低部ダム耐震性能照査評価業務	14,700,000	東京都台東区池之端2-9-7 財団法人 ダム技術センター 理事長 大町 達夫	大規模地震に対するダム耐震性能照査の実施にあたっては、指針(案)に基づいて耐震性能照査用レベル2地震動(以下、レベル2地震動)を設定する必要があるが、指針(案)及び解説において「ダムの距離減衰式」を用いることが基本となる。しかし、レベル2地震動の設定にあたっては、「ダムの距離減衰式」を機械的に適用するのではなく、地震特性を十分踏まえた判断が必要である。また、ダムの耐震性を照査するための解析及び評価についても、各種のパラメーク設定方法や解析結果に対する判断について、十分な知見と経験を有している必要がある。財団法人ダム技術センターは、ダムの建設及び管理の技術に関する調査研究を行うこと等を目的として設立された公益法人であり、指針(案)にある「ダムの距離減衰式」を開発した法人である。したがって、「ダム距離減衰式」の特性を十分把握しているとともに、全国のダムの過去の地震記録に基づく「ダムの距離減衰式」のパックデータを保有する唯一の法人である。また、指針(案)の作成にあたり解析や資料作成に係わった法人であるとともに、指針(案)の作成にあたり解析や資料作成に係わった法人であるとともに、指針(案)の試行段階から全国の実施ダムにおいて指針(案)に基づく照査を数多く実施し、指針(案)に基づいて行う耐震性能の評価に関して豊富な経験と高度な知識を有している。以上のことから、本業務を適切に遂行できるのは、(財)ダム技術センターをおいて他にないと判断されるため、上記法人と随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2項

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	長崎振興局	建設部ダム室	H22.12.1	本河内ダム工事記録調査業務委託	18,060,000	長崎市文教町1 - 14 国立大学法人 長崎大学 学 長 片 峰 茂	本業務は、長崎水害緊急ダム事業の一環で実施している本河内ダムの再開発工事について、既設ダム建設の経緯や背景、当工事を通じて把握された既設提体建設時の施工技術内容等を整理したうえで、ダム及び付帯構造物の施設記録を作成し工事誌として取りまとめるものである。また、本河内高部ダム、低部ダムは全国的に見ても近代土木史を飾るダムとして、重要文化財と同等の歴史的価値を有するため、文化的観点から当該ダムの調査を行い報告書の作成を伴わせて実施することとしている。上記の内容において、下記のことから本業務を適切に遂行できるのは、国立大学法人長崎大学をおいて他にないと判断されるため、本法人と随意契約を締結するものである。・本河内低部ダムは築造後100年以上が経過しており、築造時の資料の殆どが残されておらず、その記録・調査を行うに際しては、近代土木黎明期の技術的分野と文化財に対する専門的な知識が必要とされるが、本法人は伝統建造物の保存活用などを専門の立場で積極的に支援している。・中島川流域や市水道事業との歴史に深く関連があるため、これらの文献や資料をより多く収集しており、本法人は明治初期における古写真や貴重文は判定を関連の書館及び工学部内に所有しており、県内の近代土木構造物の調査研究にも携わっている実績がある。・また、本法人は、土木技術、文化財に関して幅広く豊富な知識を有しており、本県及び長崎市における文化財保護審議会の土木工学分野の委員を構成しているため、高部ダムや低部ダムの建設時に多くのアドバイスを受けている。これらのことから、本業務の遂行に最も適した法人である。これらのことから、本業務の遂行に最もである。	第167条の2 第1項 第2号
32	長崎振興局	建設部 ダム室	H23.1.5	浦上ダム資料作成業務委託	3,201,450	大村市池田2丁目1311番地3 財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	本業務は、浦上ダム計画についての検証するために設けられた「地方公共団体からなる検討の場。の事務運営等に用いる資料の作成及びとりまとめ等を行うにあたり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知、精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。 随意契約の対象者として検討をしている「財」長崎県建設技術研究センター」は、長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど実績豊富であり、行政経験、業務継続性等から運営事務業務である本業務の遂行に最も適していると思われる。 以上のことから、本業務を遂行するため、地方自治法第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。	第167条の2 第1項第2項
33	長崎振興局	建設部ダム室	H23.3.30	本河内低部ダム建設工事(仮設物賃料)	3,360,000	福岡県福岡市博多区博多駅前東2-14-1 1 前田建設㈱九州支店 支店長 角田 敏文	19本低ダム第39号本河内低部ダム建設工事(工期:平成20年3月25日 ~ 平成23年3月31日、施工者:前田・西海・武藤特定建設工事共同企業体)において設置した進入路仮設構台は、当該工事完了後も引き続き利用する必要があり、賃料契約で設置している仮設物については、工事後の賃料についても支払いを行わなければならない。 「土木工事標準積算基準書(参考資料)平成23年1月 長崎県土木部,によると、存置した仮設物については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしているため、仮設物の設置を行った共同企業体の内、前田建設工業株式会社との随意契約を行うこととする。	第167条の2 第1項 第2号
34	長崎振興局	建設部都市計画課	H22.4.1	22都起14-2 滑石町線街路改築工事に伴う用地取得事 務委託	3,686,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として、設置したもので、損失補償基準、交渉・契約業務に最も精通し安定した用地取得業務が遂行できる。また、用地取得事務(あっせん業務)を他業者へ委託することは、「弁護士第72条井存護士の法律事務の取扱等の禁止」に接触する可能性があるが、土地開発公社は、「公有地の拡大に関する法律」第17条第2項第2号により、用地取得事務が認められている。よって、当該業務が遂行できるのは土地開発公社以外にはない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	長崎振興局	建設部 都市計画課	H22.4.1	22長振長単保1 高田南土地区画整理事業に伴う仮設住宅 用地賃借料契約	3,275,376	西彼杵郡長与町嬉里鄉659-1 西彼中央土地開発公社 理事長 濱野 哲夫	高田南土地区画整理事業に伴う仮移転先として仮設住宅を事業地内に設けることにより、各権利者の仮移転をスムーズに行うことができ、事業の円滑な推進を図れる。このため、仮設住宅の用地については、事業期間内安定的に確保する必要があり、その用地を安価で長期的安定的に土地使用ができるところは、西彼中央土地開発公社以外にはないため。	第167条の2 第1項第2号
36	長崎振興局	建設部 長与都市開発j事業 所	H22.7.12	22長振長単1 長崎振興局 長与都市開発事業所 積算 技術業務委託(第1回)	1,373,400	大村市池田二丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため。	第167条の2第1項 第2号
37	長崎振興局	建設部長与都市開発事業所	H22.9.6	長崎本線高田·道/尾間125k210m 付近高田小学校線跨線橋新設工事	67,400,000	福岡市博多区博多駅前三丁目25番2 1号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路高田小学校線の道路整備において、主要地方道長崎多良見線(都・高田線)及びJR長崎本線を跨ぐ橋梁新設(跨線橋)工事のうち、橋梁下部工(1基)の施工を目的とする。本跨線橋はJR長崎本線(旧線)を跨いでおり、橋梁下部工の施工は鉄道の上空作業や隣接作業となるため、鉄道敷地内への立入・列車の運行管理や保線との調整が不可欠であり、鉄道事業者であるJR九州でしか工事実施が不可能であり、工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
38	長崎振興局	建設部長与都市開発事業所	H22.9.2	高田南土地区画整理事業にかかる水道管 布設工事委託	1,009,500	長崎市桜町6番3号 長崎市上下水道事業管理者 上下水道局長 白石 裕一	本工事に伴う配水管新設については、完成後の維持管理が、水道法により水 道事業の認可を受けている水道事業者(長崎市)が行うことになるとともに、 工事は、水道事業者(長崎市)の技術的な監督により施工しなければならない ため、水道事業者(長崎市)への工事の委託を行わなければならない。	第167条の2 第1項 第2号
39	長崎振興局	建設部長与都市開発事業所	H22.9.9	高田南土地区画整理事業にかかる水道管 布設工事委託	6,934,000	長崎市桜町6番3号 長崎市上下水道事業管理者 上下水道局長 白石 裕一	本工事に伴う配水管新設については、完成後の維持管理が、水道法により水 道事業の認可を受けている水道事業者(長崎市)が行うことになるとともに、 工事は、水道事業者(長崎市)の技術的な監督により施工しなければならない ため、水道事業者(長崎市)への工事の委託を行わなければならない。	第167条の2 第1項第2項
40	長崎振興局	建設部都市計画課	H22.11.2	22都起5-34 浦上川線街路改築工事(仮設物賃料その 2)	4,935,000	長崎市八千代町1-15 株式会社 坂口工業 代表取締役 坂口 正廣	平成22年度浦上川線街路改築工事(幸町2工区)(工期:平成22年5月1日 ~ 平成22年11月1日、施工者:(梯坂口工業)において設置した仮桟橋の仮設物は、当該工事完了後も浦上川線街路事業の工事用仮桟橋として引き続き使用する。そのため上記工事において賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。 土木工事積資資料(平成21年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した㈱坂口工業と賃料に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	長崎振興局	建設部都市計画課	H23.3.7	浦上川線街路改築工事(元船町仮橋撤去 工)	7,077,000	長崎市魚の町2番6号 株式会社 萩原組 長崎支店 支店長 松田 清見	平成21年度浦上川線街路改築工事(元船町仮設道路)(工期:平成21年2月2日~平成21年10月31日、施工者:株式会社 萩原組)において設置した仮橋は、当該工事完了後もみなと橋架け替え工事にかかる期間中、仮設道路として引き続き共用する。そのため、上記工事においては仮橋の設置及び賃料のみの契約となっている。 土木工事積算資料(平成23年度版 長崎土木部)によると、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した株式会社 萩原組と仮橋撤去と賃料に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項 第2号
42	長崎振興局	建設部都市計画課	H23.3.30	22都起5-50 浦上川線街路改築工事(仮設物賃料)	3,171,000	長崎市八千代町1-15 株式会社 坂口工業 代表取締役 坂口 正廣	平成21年度浦上川線街路改築工事(幸町2工区)(工期:平成22年5月1日~平成22年11月1日、施工者:株式会社 坂口工業)において設置した仮桟橋は、当該工事完了後も浦上川線街路事業の工事用仮桟橋として引き続き共用する。そのため、上記工事において賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。 土木工事積算資料(平成22年度版 長崎土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した株式会社 坂口工業と賃料に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項 第2号
43	長崎振興局	建設部用地第一課	H22.12.22	不動産鑑定評価業務	1,176,000	長崎市築町1 - 19 長崎総合鑑定㈱ 代表取締役 渡 辺 泰 輔	不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共工事に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が、適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。長崎総合鑑定㈱、渡辺泰輔鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う長崎市茂木町周辺の事情に詳しく、過去においても鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上より、その性質及び目的が競争入札に適しないため、長崎総合鑑定㈱(渡辺泰輔鑑定士)と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2項
44	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎漁港丸尾町地区漁港施設管理業務委託	1,029,000	長崎市旭町27-26 株式会社シーマン商会 代表取締役 山下 善治	丸尾町地区漁港施設の管理については、同地区内に当所監視員詰所がな 〈職員による迅速な対応が困難であるため管理業務の一部を委託している。 ㈱シーマン商会は、地域の事情や船舶関係の管理に精通し、且つ、区域内に ある長崎市の宿泊施設の管理者として24時間体制で管理を行っており、事 故等が発生した場合に即時対応が可能である。 地域事情、当該業務に精通し且つ24時間体制で管理を行える委託先は他 に見あたらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
45	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内海面 清掃作業委託	27,117,300	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	港湾関係官署と関係事業所を中心に海面清掃を行う任意団体として設立された長崎清掃協議会は、公益的な団体であり、一般企業のような利潤を追求しないため、比較的安価な価格での委託が可能であるため、1者随意契約とした。	第167条 <i>0</i> 02 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H22.4.1	長崎出島八一バー管理等業務委託	6,053,040	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	当該施設は定期旅客船が頻繁に航行する区域であり、入出港管理や離岸時の誘導等の安全確保について高度な専門的能力を必要とする。長崎サンセットマリーナ(株)は、長崎県及び長崎市が出資して設立した第3セクターによる会社であり、当該業務について不足のない能力を有し、また公共性の担保という観点からも極めて高い信頼性を備えているため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
47	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	高島港·港湾緑地管理等業務委託	1,351,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	地元のために設置した港湾緑地を地元市に管理委託するものであり、随意契約相手として適当と判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
48	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎港福田地区港湾施設管理委託	18,011,700	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ㈱は当該施設の前所有者であるため管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っているため、他社よりきめ細かで迅速な対応が可能であることから、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
49	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎港福田地区港湾施設(マリンハウス) 管理委託	5,039,974	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ㈱は当該施設の前所有者として管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っている。また他社よりきめ細かで迅速な対応が可能であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
50	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎県営常盤駐車場(南側)機器管理業務 委託	1,045,800	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 アマノスネジメントサービス株福岡支店 支店長 加倉 広治	当該駐車場はNTT回線を使用した機械警備が出来ない場所であるが、アマノマネッメントサービス機はPHSを使用した機械警備を行うことができ、かつ非常・緊急時にも即時に対応できる体制がとれているため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
51	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営業 務委託	8,020,110	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 金子 叔司	柳ふ頭はコンテナ荷を扱っており、安全性の確保のためには荷役機械の特殊性や運転業務の技術力など機械及び現場の状況に精通する必要がある。 当協会はこれまでもこれらの業務に携わっており、不測の緊急対応が万全であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
52	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港営課	H22.4.1	長崎港小ヶ倉柳埠頭 警備業務委託 単価契約	昼間 @1,100 夜間 @1,450		本業務は、隣接する小ヶ倉柳西・南埠頭の常時警備を行う者が一体的に警備を行うことで最も効率的かつ安価にその目的を達成できるため、指名競争入札により小ヶ倉柳西・南埠頭警備業務委託の請負者となっ(有)メイセイセキュリティ長崎と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
53	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所漁港課	H22.4.28	長崎振興局長崎港湾漁港事務所漁港課積算技術業務委託	1,770,300	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止を要し、設計書作成に使用する県の積算システム(ブログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な(財)長崎県建設技術研究センターと1者随契した。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54		長崎港湾漁港事務所漁港課		長崎地区広域漁港整備工事(現場点検 業務委託)	1,054,200	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センタ- 理事長 野田 浩	当業務は、工事中及び完成時の施工状況の確認等適切に実施するものであり、これらの施工体制等確認業務を下記の事項を全て満足する(財)長崎県建設技術研究センターと、1者随契した。 1・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれており・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること 2・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 3.「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できること 4.県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項 第2号
55	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港湾課		長崎港松が枝地区歩道橋撤去工事(自 治体管路工事委託)	2,512,702	長崎市城山町3-19 九州電力㈱長崎支店 支店長 東 誠二	本工事は松が枝地区歩道橋撤去工事において、自治体機器用ハンドホールが支障となるため、管路の切替及び増設工事並びに機器用ハンドホールを移設するものである。なお、長崎県と電線管理者との間で「自治体管路方式に関する細目協定書」を締結している。この細目協定書に従い九州電力㈱長崎営業所長と個別協定を締結し委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
56	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所港湾課		長崎港地域活性化工事(ターミナル改 装設計)	2,236,500	島原市有明町湯江甲263 interMedia一級建築士事務所 所長 佐々 木信明	本業務は、本年7月の上海航路開設に向け、松が枝国際ターミナルにおいて、定期航路に必要な施設の配置設計を早急に検討する必要がある。また、上記施設はアーバンデザイン会議で決定しており、配置検討と同時に内・外装のデザインについても検討し、3月の同会議に諮る必要がある。以上により、検討に緊急を有すことから、当施設を設計しデザインコンセプト及び施設諸元に熟知した業者と随意契約を締結する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
57		長崎港湾漁港事務所港湾課		長崎港地域自立活性化工事(元船地区 自治体管路工事委託)	8,521,543	長崎市城山町3-19 九州電力㈱長崎支店 支店長 東 誠二	長崎港元船地区において、長崎五島航路新造フェリー就航に伴い、長崎港陸 上電源設備の容量増加が必要となり、新設陸電盤への機器用ハンドホール 及び高圧管路を新設するものである。なお、長崎県と電線管理者との間で「自 治体管路方式に関する細目協定書」を締結している。この細目協定書に従い 九州電力㈱長崎営業所と個別協定書を締結し委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号